南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長　髙　橋　善　一　は、南陽市農業委員会委員総会を令和７年７月２５日午後２時３０分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1.招　集　委　員　１４名

2.出　席　委　員　１３名にしてその氏名は次のとおり

１番　髙橋　善一	２番　竹田　壮芳	３番　安達　芳紀
４番　佐藤　文好	５番　松田　繁徳	６番　浅野　厚司
７番　錦　礼子	８番　菊地　直子	９番　山岸　誠
11番　村越　竜仁	12番　朝倉　善則	13番　黒澤　ちよ子
14番　渡沢　寿		

3.遅刻通告委員　１名にしてその氏名は次のとおり

10番　倉田　健三

4.出席事務局職員　南陽市農業委員会　事　務　局　長　山内　美穂

同　　上　事務局長補佐　小川　正樹

5.付　議　事　件

日程第１		会議録署名委員の指名について
日程第２		会期の決定について
日程第３		諸般の報告について
日程第４	報第１３号	南陽市認定農業者の認定について
日程第５	議第２７号	農地法第３条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第６	議第２８号	農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第７	議第２９号	農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について
日程第８	議第３０号	農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見決定について

6.会 議 の 要 領　　（開会：ときに午後２時３０分）

議長（髙橋会長）　令和７年７月１８日付け南農委告示第８号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会　委員総会を開会いたします。
ただいま出席されている委員は、１３名であります。
また、遅刻する旨の届出あった委員は、１０番 倉田健三委員の１名であります。
よって、過半数の出席を得ており、会議規則第７条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長（髙橋会長）　それでは、日程第１「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第４０条の規定により議長が指名いたします。

会議録署名委員　　１２番　朝倉　善則委員
１３番　黒澤ちよ子委員

議長（髙橋会長）　日程第２「会期の決定について」を議題といたします。
会期は、本日１日限りとすることにご異議ございませんか。

……異議なしの声……

議長（髙橋会長）　異議なしと認めます。よって、本委員会 委員総会の会期は、本日１日限りと決しました。

議長（髙橋会長）　日程第３「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（髙橋会長）　日程第４　報第１３号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長　ただいま上程されました、報第１３号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和７年６月３０日付け農第４４７号で、南陽市長から本委員会に対し、令和７年７月１日付けで１件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長（髙橋会長）　ただいまの報告に対して、質疑ございませんか。

……なしの声……

議長（髙橋会長）　「なし」の声がありますので、報第１３号は了承いただいたものと認めます。

議長（髙橋会長）　次に、日程第５　議第２７号「農地法第３条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長　ただいま上程されました、議第２７号「農地法第３条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第３条の規定により、本委員会に対し所有権移転３件、賃借権設定１件の計４件の許可申請がありましたので提案するものであります。
農地法第３条第２項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（髙橋会長）　ただいま、事務局長から提案理由の説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

小川事務局長補佐　ただいま提案されました、議第２７号について、ご説明申し上げます。
議案書は３ページと４ページになります。
はじめに、３ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。
１番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の畑　２８４㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
２番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の畑　２，３７５㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
３番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲　外１１筆の田　合計１９，９８３㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
なお、今月は青田の時期で、田の申請を控えていただく時期でありますが、所有者の■■■■さんが、現在の耕作者である■■■■さんに所有権移転したいとの意向を受けて、申請人両名から確認のうえ、受付したものです。
次に、４ページをご覧ください。賃貸借権設定の申請となります。
４番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので　▲▲字▲▲の畑、現況樹園地　２，０６２㎡について、新規の１０年で、毎年１２月３１日支払、金納となっております。

議長（髙橋会長）　ここで、現地調査について、担当委員より報告をお願いします。
はじめに、１番の現地調査について、土屋孝推進委員より調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

小川事務局長補佐　７月２３日に、土屋委員から報告をいただきました。現地は、作付はされていませんでしたが、ぬか置場として利用されており、周辺農地に影響がないことを確認した、との報告をいただいております。

議長（髙橋会長）　次に、２番の現地調査について、９番 山岸誠委員より報告をお願いします。

９番
山岸誠委員　昨日調査してまいりました。耕作はされておりませんが、周辺農地への影響はないことを確認してまいりました。
この土地は以前から農道として■■■■さんが使用しており、その農道を通って■■■■さんが農地に行っているそうで、無償でも良いから名義変更してもらえないかと■■■■さんから話があり、今回の所有権移転に至ったということでした。

議長（髙橋会長）　次に、３番の現地調査について、３番 安達芳紀委員より報告をお願いします。

３番
安達芳紀委員　７月２４日に現地調査してまいりました。
▲▲については、一部が作付けされていませんでしたが、草刈等の管理はされていました。▲▲も作付けはされていませんでしたが草刈等の管理はされていました。
その他の田は作付けされ、きれいに管理されていました。

議長（髙橋会長）　次に、４番の現地調査について、酒井一平推進委員より調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

小川事務局長補佐　７月２３日に、酒井委員から報告をいただきました。
現地は、耕作されており、周辺農地に影響がないことを確認した、との報告をいただいております。

議長（髙橋会長）　お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……異議なしの声……

議長（髙橋会長）　異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……なしの声……

議長（髙橋会長）　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（髙橋会長）　本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いします。

……全員挙手……

議長（髙橋会長）　妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、申請のとおり許可することに決しました。

…１０番 倉田健三委員　入室…

議長（髙橋会長）　次に、日程第６　議第２８号「農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長　ただいま上程されました、議第２８号「農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第４条第１項の規定により、本委員会に対し１件の許可申請がありましたので、提案するものであります。
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（髙橋会長）　ただいま、事務局長から提案理由の説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

小川事務局長補佐　ただいま提案されました、議第２８号について、ご説明申し上げます。
議案書は５ページをご覧ください。
１番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲字▲▲の畑　２，３２９㎡について、農作業場等を建築するため、申請があったものです。
当該地は、農地区分第２種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

議長（髙橋会長）　ここで、現地調査について、７番 錦礼子委員より報告をお願いします。

７番
錦礼子委員　７月１５日に、私と松田委員、山内事務局長、嶋貫農地係長の４名で４条１件の現地調査を行いました。
この案件について、申請通りであったことをご報告いたします。

議長（髙橋会長）　この案件については、「農業委員会等に関する法律」第３１条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が１名おります。
ここで、８番 菊地直子委員の退席を求めます。

……菊地直子委員退席……

議長（髙橋会長）　これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……なしの声……

議長（髙橋会長）　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……全員挙手……

議長（髙橋会長）　妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（髙橋会長）　ここで、８番 菊地直子委員の復席を求めます。

……菊地直子委員復席……

議長（髙橋会長）　次に、日程第７　議第２９号「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長　ただいま上程されました、議第２９号「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法に基づく農地転用許可を受けた農地について、事業計画を変更したい旨の申請が１件ありましたので提案するものであります。農地法関係事務処理要領に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（髙橋会長）　ただいま、事務局長から提案理由の説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

小川事務局長補佐　ただいま提案されました、議第２９号について、ご説明いたします。
議案書は６ページをご覧ください。
１番につきましては、令和７年３月２５日に５条で転用許可になりました件の事業計画変更になります。
当初計画者の▲▲の■■■■さんは、事業拡大に伴い従業員駐車場を整備するため、転用許可を受けましたが、北側に隣接する農地所有者の相続登記が完了し、所有権移転できることになったため、駐車場整備計画の拡大を計画しました。
そのため、当初転用許可を受けた事業計画を拡大し、北側に隣接する農地を追加で転用申請するため、当初許可を受けた事業計画の変更が申請されたものです。

議長（髙橋会長）　ここで、議第２９号の現地調査について５番 松田繁徳委員より、報告をお願いします。

５番
松田繁徳委員　７月１５日に、錦委員と私、山内事務局長、嶋貫農地係長の４名で農地転用事業計画変更申請１件の現地調査を行いました。
この案件について、申請通りであったことをご報告いたします。

議長（髙橋会長）　　これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

６番
浅野厚司委員　　変更申請ということですが、事業計画が変更になったのはどの部分ですか。
当初計画と変更計画の駐車場の面積は同じ９６４㎡で変更なしのように見えるのですが。

山内事務局長　　当初の事業計画が９６４㎡で、この面積で許可を受けたということです。
さらに、このたび計画を変更して面積を拡大することになり、次の５条で追加分の転用の許可申請が挙がっています。
ここでは、計画が変わります、という事業計画変更の申し出になっています。

６番
浅野厚司委員　　分かりました。

……なしの声……

議長（髙橋会長）　　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、変更申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……全員挙手……

議長（髙橋会長）　　妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（髙橋会長）　　次に、日程第８　議第３０号「農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長　　ただいま上程されました、議第３０号「農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第５条第１項の規定により、本委員会に対し１件の許可申請がありましたので、提案するものであります。
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（髙橋会長）　　ただいま、事務局長から提案理由の説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

小川事務局長補佐　　ただいま提案されました、議第３０号について、ご説明申し上げます。
議案書は７ページになります。
１番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲の畑２３２㎡を所有権移転し、駐車場としてするため、申請があったものです。

小川事務局長補佐　　当該地は、農地区分第３種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

議長（髙橋会長）　　ここで、現地調査について、５番 松田繁徳委員より報告をお願いします。

５番
松田繁徳委員　　７月１５日に、錦委員と私、山内事務局長、嶋貫農地係長の４名で５条１件の現地調査を行いました。
この案件について、申請通りであったことをご報告いたします。

議長（髙橋会長）　　これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……なしの声……

議長（髙橋会長）　　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……全員挙手……

議長（髙橋会長）　　妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（髙橋会長）　　以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。
よって、令和７年７月１８日付け南農委告示第８号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後２時５３分）